

令和4年5月20日

防犯協会常任理事 様
自治・町内会長 様

鎌倉防犯協会
会長 渡辺 英昭

令和4年度鎌倉防犯協会総会の結果について

日頃から当協会の運営と防犯活動に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて5月12日に鎌倉生涯学習センターにて、令和4年度鎌倉防犯協会定期総会を開催いたしました。

その結果につきまして下記のとおりご報告いたします。

記

令和4年度鎌倉防犯協会総会表決結果

1 鎌倉市長、鎌倉警察署長、市民防災部次長、生活安全課長、防犯指導員会長等の顧問が出席、鎌倉防犯協会員代表の自治・町内会長の101人中、91人参加（委任状28人）いたしました。

・規約第14条により、総会の議事成立要件は「過半数」が必要とされており、役員及び理事の1/2以上の表決権行使を得ているので、総会は成立している旨をご報告いたします。

2 議事

第1号議案	令和3年度事業報告	賛成多数
第2号議案	令和3年度収支決算報告	賛成多数
第3号議案	監査報告	賛成多数
第4号議案	令和4年度事業計画（案）	賛成多数
第5号議案	令和4年度収支予算（案）	賛成多数
第6号議案	令和4年度役員改選（案）	賛成多数

・第1号から第6号までの議案について、表決権行使により、過半数以上の賛成を持って可決されました。

鎌倉市にお住まいの皆様が安心して暮らせる為に、鎌倉警察署と協力・連携し、その実現に努めて参ります。

今後とも防犯協会にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度

鎌倉防犯協会総会

日時 令和4年5月12日（木）午前10時00分

場所 鎌倉生涯学習センター ホール

鎌 倉 防 犯 協 会

令和4年度鎌倉防犯協会総会次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 鎌倉市長挨拶
- 4 鎌倉警察署長挨拶
- 5 議 事

	ページ
(1) 第1号議案 令和3年度鎌倉防犯協会事業報告	2～3
(2) 第2号議案 令和3年度鎌倉防犯協会収支決算報告	4
(3) 第3号議案 監査報告	5
(4) 第4号議案 令和4年度鎌倉防犯協会事業計画(案)	6
(5) 第5号議案 令和4年度鎌倉防犯協会収支予算(案)	7
(6) 第6号議案 令和4年度鎌倉防犯協会役員改選(案)	8
(7) 令和4年度鎌倉防犯指導員紹介	9
- 鎌倉防犯協会会則(末尾添付)
- 6 防犯講話(犯罪発生状況について) 生活安全課
- 7 閉会

第1号議案

令和3年度鎌倉防犯協会事業報告書（総括）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

実施事項		内容
会議	総会（書面決議）	令和2年度事業報告並びに会計報告（監査）が承認された。 令和3年度事業計画案並びに予算案が審議され承認された。
	常任理事会	協会の運営等について3回開催した。
	三役会	協会の運営等について1回開催した。
防犯活動	安全・安心まちづくりキャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺対策として、お札型の「詐欺よけ」オリジナルステッカーを再度作成し、希望する自治・町内会単位と鎌倉市役所等において配布した。 ・10月の安全安心まちづくり旬間に合わせ、鎌倉駅周辺において、防犯協会役員、防犯指導員、鎌倉市地域のつながり課、鎌倉警察署生活安全課と合同で、チラシ・防犯グッズを配布しながら、特殊詐欺被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。 ・鎌倉警察署1階出入り口に特設コーナーを設置し、「特殊詐欺に注意」のウェットティッシュ等を配布した。
	特殊詐欺抑止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自治・町内会を通じ、防犯対策電話録音機の購入希望者に対し、購入金額の補助を実施した。（合計150台） ・鎌倉警察署正面横のポールに、特殊詐欺被害防止の「大型懸垂幕」を寄付し設置された。また、署正面入り口に「のぼり旗」を寄付し、来庁者に対し特殊詐欺抑止の注意喚起と合わせ、防犯グッズを配布した。
	自転車盗抑止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉警察署地域課に、自転車盗抑止対策用のチラシ・グッズを提供し、交番の日等の地域活動の中で配布依頼した。
広報活動	地域安全だより	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全だよりを2回発行し、自治町内会に送付し、各組数に合わせて回覧を依頼した。
	防犯かながわ	<ul style="list-style-type: none"> 年2回、神奈川県防犯協会連合会が作成する防犯かながわを、自治・町内会に送付し、協会会員の各組に回覧を依頼した。
	のぼり旗の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度も、防犯・見守り等の「のぼり旗」、「ポール」を希望する自治・町内会に無償配布。合わせて「詐欺除け」お札ステッカーを配布した。
	防犯グッズの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は鎌倉防犯協会会員証を5000枚印刷し、自治町内会に配布した。またコロナ感染症拡大防止の影響で、街頭キャンペーンが2回に減少したが、特殊詐欺対策を重点に、各種チラシや広報グッズを市民や通行人に配布した。

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

月	日	実施事項	内 容
4	1	防犯指導員委嘱式	本年は再任のため委嘱式はなく、8名の方が再任された。
	21	常任理事会(1) 会計監査	令和3年度書面総会議案書の審議。令和2年度の会計監査を実施した。
5	18	地域防犯連絡所 委嘱式	委嘱式は中止。124名の方に委嘱をした。
	13	総会 (書面決議)	書面決議にて、当協会の2年度事業報告・決算、3年度事業計画案・予算案等の表決が行われ、6月2日付で賛成多数で可決を報告した。
6	2	県防連定時総会 (書面決議)	書面決議が行われすべての審議が可決された。
7	7	常任理事会 (2)	コロナ感染防止の為、今年度の防犯活動費の方針を審議、防犯対策電話録音機の購入補助を重点施策で行う事を決定した。
9	2	地域安全県民の つどい	式典は中止。各警察署において表彰式を実施する。
10	8	常任理事会(3)	下半期の防犯活動、安全安心まちづくり旬間、防犯録音機の補助等を審議。
	10 ～ 20	安全・安心まち づくり旬間	・特殊詐欺対策として「詐欺よけ」オリジナルステッカーを作成し、自治・町内会、鎌倉市役所に配布した。 ・15日 鎌倉駅前周辺で、協会役員、防犯指導員、鎌倉市役所合同防犯キャンペーンを実施、特殊詐欺被害防止の声かけを行った。
		のぼり旗・防犯 対策電話録音機 の募集案内	・自治・町内会を通じ、のぼり旗・ポールの希望数を調査し配布、同じく防犯対策電話録音機の補助制度を回覧で周知し、各自治・町内会単位で申し込みを受け付けた。
12	7	防犯功労表彰式	鎌倉警察署において、防犯功労者と防犯功労団体に対する表彰式を行った。
1	21	三役会(1)	防犯対策電話録音機の申し込み335件について報告、本年度150台と来年度と合わせ申し込み者全員に補助制度適用を決定、合わせて途中決算報告を行った。
3	23	常任理事会(4)	令和3年度の事業経過を報告、途中決算報告。 令和4年度総会開催について審議し、総会の実施を決定した。

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、ビーチフェスタ、事務担当者会議、県・地域防犯連絡所総会、青少年健全育成キャンペーン、暴力団排除推進協議会総会、施設視察研修、武道始め式、各種キャンペーン等の大半の活動は中止。年末特別警戒も急遽中止、えびすまつりは参加を取りやめた。10月の安全安心まちづくり旬間及び12月のキャンペーン活動については、多数の参加を得て実施した。

第2号議案

令和3年度鎌倉防犯協会決算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入の部

単位 円

項 目	3年度予算額	3年度決算額	比較増減	摘 要
繰越金	81,259	81,259	0	2年度繰越金
会 費	2,663,320	2,710,840	47,520	
町内会分担金	2,598,320	2,675,840	77,520	世帯数×80円
賛助会費	65,000	35,000	△ 30,000	ゆうちょ銀行、防犯指導員会等
県費補助	74,000	62,000	△ 12,000	
防犯指導員報償金	74,000	62,000	△ 12,000	県防犯協会連合会からの助成
市費補助金	266,000	266,000	0	鎌倉市からの助成
雑収入	50,013	350,011	299,998	録音電話機自己負担金・青パト貸出・利息
合 計	3,134,592	3,470,110	335,518	

支出の部

項 目	3年度予算額	3年度決算額	比較増減	摘 要
管 理 費	1,641,040	1,632,227	△ 8,813	
会議費	10,000	3,691	△ 6,309	役員会議費、お茶代等
人件費	1,000,000	1,000,000	0	事務局員報酬
交通費	131,040	131,040	0	事務局員通勤費
消耗品費	50,000	65,301	15,301	OA用品、文具、消毒費等
通信費	200,000	236,159	36,159	配送、電話、切手、ネット等
負担金	100,000	80,056	△ 19,944	警察署行政財産使用料等
車両費	100,000	72,190	△ 27,810	車両維持費、保険等
備品費	50,000	43,790	△ 6,210	防犯協会備品費
活 動 費	1,293,500	1,565,788	272,288	
団体協力費	168,500	156,500	△ 12,000	
県防連分担金	24,500	24,500	0	県防犯協会連合会会費
暴力団排除推進協議会	5,000	5,000	0	鎌倉暴力団排除推進協議会会費
防犯指導員活動費	139,000	127,000	△ 12,000	防犯指導員会へ助成
防犯活動費	1,125,000	1,409,288	284,288	地域安全活動費
鎌倉地域安全だより	20,000	25,074	5,074	年2回発行
チラシ・パンフレット	5,000	21,995	16,995	防犯対策録音機パンフ等
活動諸費	1,100,000	1,362,219	262,219	防犯対策録音機補助金、安全活動費等
諸 費	110,000	100,000	△ 10,000	
渉外費	10,000	0	△ 10,000	慶弔、香典費等
広報車積立金	100,000	100,000	0	青パト車両購入準備金
予 備 費	90,050	0	△ 90,050	
合 計	3,134,590	3,298,015	163,425	

収 入 総 額
支 出 総 額
差 引 残 高

¥3,470,110
¥3,298,015
¥172,095

第4号議案

令和4年度鎌倉防犯協会事業計画（案）

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※ 今年度もコロナウイルス感染拡大防止措置等のため、実施計画の中止又は変更が予想されます。

月日	実施事項	内 容	
年 間	会議	総会	令和3年度事業報告及び会計・監査報告、並びに令和4年度事業計画案及び予算案等については、4年度総会にて審議する。
		常任理事会	年4回以上開催する。
		三役会	必要に応じて随時開催する。
		防犯指導員研修会	指導員相互の連絡と適正な活動を行うため適宜開催する。
	広報	鎌倉地域安全だより	基本年2回発行、各自治会、町内会単位の回覧で周知を図る。
		防犯かながわ	年2回発行、回覧を依頼する。
		ポスター・チラシ等	配布ポスター、チラシ等を作成又は購入し、掲出、配布する。
		防犯教室・長寿社会対策等	鎌倉警察署管内管内にて生活安全課員等が講師となり、特殊詐欺等犯罪被害防止、高齢者などの防犯意識の向上を図る活動をする。
		特殊詐欺防止街頭キャンペーン	隔月年金支給日（基本15日）に鎌倉駅周辺において実施。
		安全・安心まちづくり運動	特殊詐欺抑止キャンペーン、空き巣、事務所荒らし、自転車盗等の身近な犯罪に対する防犯活動の強化をする。
		見守り活動	毎月2回、小学校周辺において児童達の見守り活動を継続する。
		防犯パトロール	青色パトロール車にて管内を防犯パトロールする。
		その他	地域防犯連絡所連絡協議会、防犯連絡協議会、鎌倉少年剣道推進會、暴力団排除推進協議会、被害者支援連絡協議会の活動に協力する。
5	神奈川県防犯協会連合会総会	防犯協会長が出席する。	
	総会	令和3年度事業報告及び会計・監査報告、並びに令和4年度事業計画案及び予算案等の審議を行う。	
6	県防犯協会事務担当者会議	事務担当者が出席、最近の犯罪情勢等の講義を受け、情報交換する。	
	地域防犯連絡所委嘱式	地域防犯連絡所員に委嘱状を交付する。	
7	非行防止活動	青少年を非行から守る全国強調月間（薬物乱用防止キャンペーン）に参加する。	
8	夏期の犯罪予防	夏期に多発する犯罪の防止活動を実施する。（夏祭り、海岸パトロール等に参加する。）	
9	地域安全県民のつどい	防犯協会役員、防犯指導員等が参加する。	
	施設視察研修会	防犯活動の活性化を図ることを目的とし、公共機関等の他施設を視察する研修会を計画する。	
10	安全・安心まちづくり旬間	警察署と連携し、別途計画により実施する。（10日～20日）	
11	非行防止活動	青少年を非行から守る全国強調月間（薬物乱用防止キャンペーン等）に参加する。	
12	年末年始特別警戒	警察署と連携し、別途計画により実施。（12月1日～1月3日）	
1	武道始め式・少年剣道武道始め式	鎌倉警察署武道始め式及び少年剣道武道始め式への支援を行う。	
3	学年末の非行防止活動	卒業期の少年非行防止活動を実施する。	

第5号議案

令和4年度鎌倉防犯協会予算書(案)

(令和4年4月 1日～令和5年3月31日)

収入の部

単位 円

項 目	4年度予算額	3年度決算額	比較増減	摘 要
繰越金	172,095	81,259	90,836	3年度繰越金
会 費	2,705,000	2,710,840	△ 5,840	
町内会分担金	2,640,000	2,675,840	△ 35,840	前年度世帯数×80円
賛助会費	65,000	35,000	30,000	ゆうちょ銀行、防犯指導員会等
県費補助	62,000	62,000	0	
防犯指導員報償金	62,000	62,000	0	県防犯協会連合会からの助成
市費補助金	266,000	266,000	0	鎌倉市からの助成
雑収入	420,011	350,011	70,000	録音電話機自己負担金・青パト貸出
合 計	3,625,106	3,470,110	154,996	

支出の部

項 目	4年度予算額	3年度決算額	比較増減	摘 要
管 理 費	1,671,040	1,632,227	38,813	
会 議 費	10,000	3,691	6,309	理事会、研修会等
人 件 費	1,000,000	1,000,000	0	事務局員報酬
交 通 費	131,040	131,040	0	事務局員通勤費
消 耗 品 費	50,000	65,301	△ 15,301	OA用品消耗品、文具等
通 信 費	200,000	236,159	△ 36,159	配送、切手、電話、インターネット料等
負 担 金	100,000	80,056	19,944	警察署行政財産使用料等
車 両 費	150,000	72,190	77,810	車検、保険、ガソリン費等
備 品 費	30,000	43,790	△ 13,790	事務機器等
活 動 費	1,261,500	1,565,788	△ 304,288	
団体協力費	136,500	156,500	△ 20,000	
県防連分担金	24,500	24,500	0	県防犯協会連合会分担金
暴力団排除推進協議会	5,000	5,000	0	鎌倉暴力団排除推進会議会費
防犯指導員活動費	107,000	127,000	△ 20,000	防犯指導員活動補助金
防犯活動費	1,125,000	1,409,288	△ 284,288	
鎌倉地域安全だより	20,000	25,074	△ 5,074	年2回発行
チラシ・パンフレット	5,000	21,995	△ 16,995	地域安全運動パンフ等
活動諸費	1,100,000	1,362,219	△ 262,219	安全活動費・録音電話機補助金等
諸 費	110,000	100,000	10,000	
渉 外 費	10,000	0	10,000	慶弔費含む
広報車積立金	100,000	100,000	0	青パト車両購入準備金
予 備 費	582,566	0	582,566	
合 計	3,625,106	3,298,015	327,091	

鎌倉防犯協会会則

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本会は、鎌倉防犯協会と称し、事務局を鎌倉警察署に置く。

〔組織〕

第2条 本会は、鎌倉警察署管内の自治町内会ならびに各種賛助団体をもって組織する。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 本会は、鎌倉警察署（以下警察という）と協力して犯罪の予防に努め、明るく住みよい町づくりのために、常に防犯活動の推進向上を図ることを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯設備の整備拡充（地域防犯連絡所、防犯カメラの設置等）
- (2) 警察で行う防犯活動の協力（振り込め詐欺、乗り物盗、ひったくり防止等）
- (3) 青少年不良化防止の運動（薬物乱用防止、青少年健全育成等）
- (4) 防犯機関紙の発行配布（防犯かながわ、地域安全だより等）
- (5) 管内小・中学生の登下校時の見守り活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業実施及び協力
(防犯フォーラム、安全安心まちづくり旬間、防犯指導員研修他)

第3章 役員

〔役員〕

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 第6条3項による
- (5) 会計 1名

(6) 監事 2名

〔役員を選出〕

第6条 会長、副会長、常任理事、会計、及び監事は、総会で選出する。

2 会長は、前項に定めるほか、常任理事会の承認を得て常任理事を選出することができる。

3 理事は、各自治町内会長並びに、各賛助団体より推薦されたものをあてる。

〔任期〕

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後継者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

〔職務〕

第8条 会長は、本会を代表して統括し、運営ならびに全ての会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副会長が会長代行をすることができる。

3 常任理事は、本会事業の審議および遂行にあたる。

4 理事は、第3条の目的に協力し、総会でその権限に属する事項を議決する。

5 会計は、本会の会計事務を処理し、監事は会計監査を行う。

第4章 顧問

〔顧問〕

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営について諮問に応じ、必要な助言をなすことができる。

第5章 会議

〔会議の種類〕

第10条 本会の会議は、総会および常任理事会、三役会（会長、副会長等）とする。

〔役員総会〕

第11条 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要により会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算決算に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

- (3) 会則変更に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

〔常任理事会〕

第12条 常任理事会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施に関する事項
- (2) 総会に提出する議案

〔三役会〕

第13条 三役会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施に関する事項
- (2) 常任理事会に提出する議案
- (3) その他

〔議決の方法〕

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

〔会計監査〕

第15条 決算は、監事の監査を経たのち、総会の承認を求める。

〔経費〕

第16条 本会運営に要する費用は、会費、助成金およびその他をもってあてる。

1 前項の会費についてはべつに定める。

〔会計年度〕

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

〔事務局〕

第18条 本会に事務局を設け、事務担当を1名おく。

第7章 付 則

〔会則の施行〕

第19条 この会則は、昭和40年4月1日より施行する。

〔付則〕

本会則の一部変更については、昭和42年4月1日より施行する。

〔付則〕

本会則の一部変更については、平成2年4月1日より施行する。

〔付則〕

本会則の一部変更については、平成17年12月1日より施行する。

〔付則〕

本会則の一部変更については、平成22年6月7日より施行する。

〔付則〕

本会則の一部変更については、平成28年5月12日より施行する。